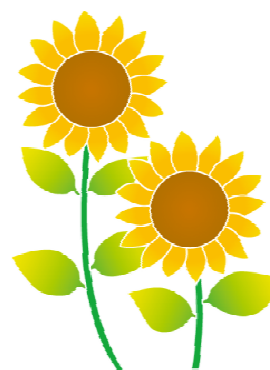


人権が尊重される社会を目指して ～県内で発生した人権侵害～

県では、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進していますが、依然として、社会の様々な場面で、偏見や差別が存在しています。

このリーフレットでは、近年の人権侵害の状況や、本県で発生した人権侵害の実例をご紹介します。

県民の皆さんが人権問題を考える参考にしていただければ幸いです。



令和2年4月

福岡県福祉労働部 人権・同和対策局

人権侵害の状況

法務省：人権侵犯事件の状況について(概要)から

平成30年における法務省の人権擁護機関の「人権侵犯事件」に対する取組状況

(1)インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が、前年に次いで過去2番目に多い件数を記録
1,910件(対前年比13.8%減少)

(2)セクシュアル・ハラスメントに関する事件数が増加
410件(対前年比35.3%増加)

単位：件

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
事件総数	21,718	20,999	19,443	19,533	19,063
(インターネット上の人権侵害情報に関する事件)	(1,429)	(1,736)	(1,909)	(2,217)	(1,910)
(学校におけるいじめ事案)	(3,763)	(3,883)	(3,371)	(3,169)	(2,955)

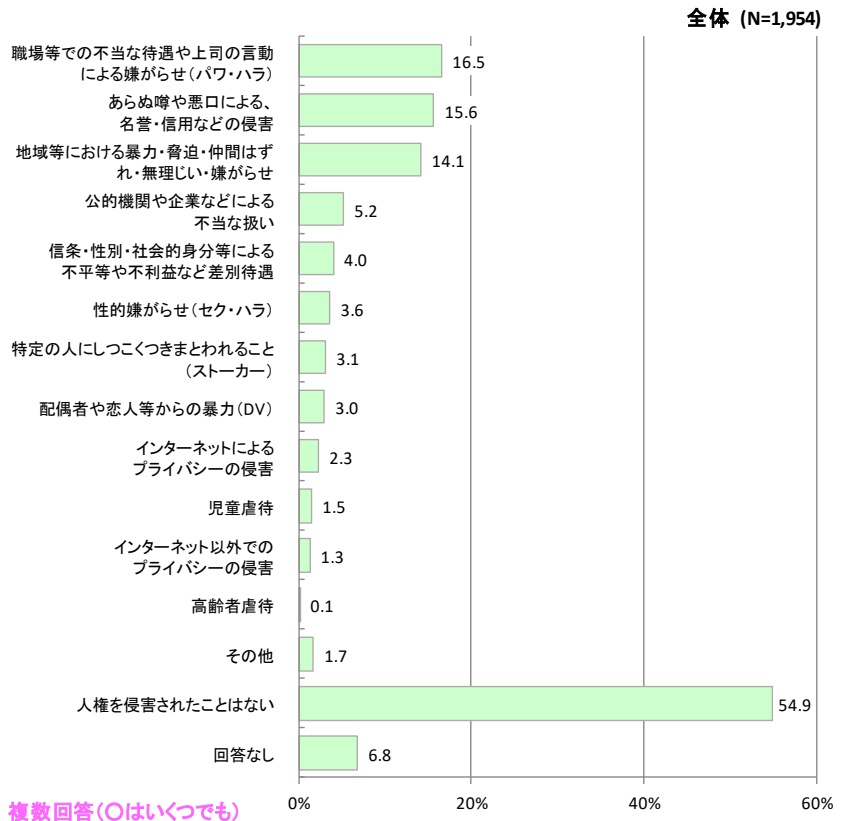
人権問題に関する県民意識調査(平成28年度)から

～あなたは、これまで人権を侵害されたことがありますか？～

平成28年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」では、「これまでに受けた人権侵害」として

- ◆「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ」 **16.5%**
 - ◆「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」 **15.6%**
 - ◆「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」 **14.1%**
- がワースト3となっています。

※「配偶者や恋人等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)」(3.0%)など、一見小さい割合のようですが、福岡県の有権者413万人を母集団とする調査結果ですから、統計上は県内で12万人前後が、DVの被害を受けたこととなります。



事例1：障がいのある人の人権

障がい者就労支援施設における暴行事件

平成25年2月、県内の障がい者施設の男性職員が利用者に対する暴行容疑で逮捕されました。また、逮捕後、この容疑者は他県の系列施設でも障がいのある人にさまざまな虐待などを行っていたこともわかっています。

障がい者施設は、障がいのある方々が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設置されているものです。そのような施設において、虐待行為が起こることは断じてあってはならないことです。

[新聞見出し(H25.2.10)]

■障がい者虐待事件の概要

発生場所	NPO法人が運営する障がい福祉サービス事業所
加害者	同施設の男性職員
虐待の内容 (逮捕容疑)	・男性利用者の頭の上に的を置き、千枚通しでダーツをした ・エアガンで撃つ 等

福岡元施設次長、虐待容疑
入所者頭上で「ダーツ」

福岡県の取組

県では、毎年、障がい者施設の管理者や従事者に対して、障害者基本法や障害者虐待防止法の周知徹底、障がいのある人の権利擁護などについて、研修を実施するとともに、施設内においても改めて研修の実施を促すなど指導を行ってきたところです。

この事件を踏まえ、障がい者施設の職員に対する虐待の実例を交えた指導の実施、障害者施設における虐待防止体制の整備の推進など、再発防止のための取組を進めています。

事例2:こどもの人権

妻の連れ子に対する児童虐待事件

平成24年2月、県内の男性が妻の連れ子3人に対する児童虐待容疑で逮捕されました。

この男性は、子どもたちに刃物で負傷させ、たこ糸のようなものでずさんに縫合する、殺虫剤の針を足に刺して化膿させるなどの虐待行為を行っていました。

[新聞見出し(H24.2.15)]

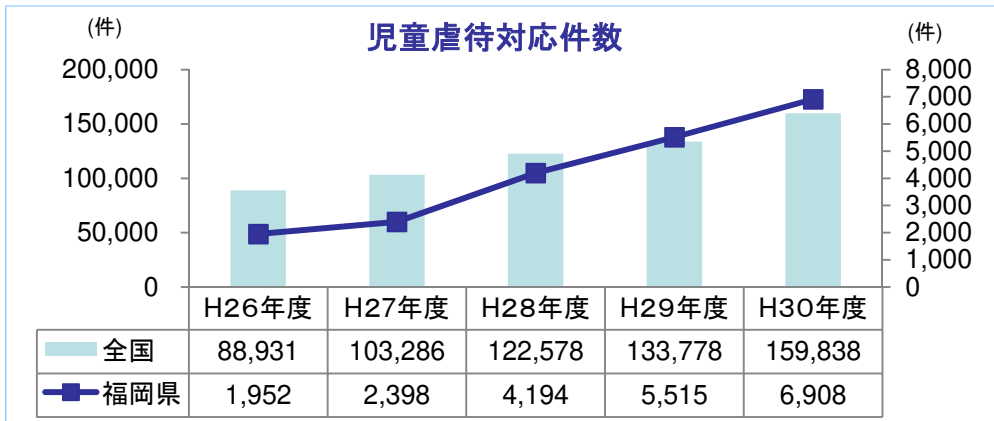
足切りつけ糸で縫う
針刺して殺虫剤噴射
妻の連れ子虐待容疑

福岡県の取組

県では、児童相談所の相談援助体制を強化するため、児童虐待防止法が施行された平成12年から令和元年度までに、県内6つの児童相談所の職員数を85名から179名と大幅に増員しました。

さらに、警察官や弁護士を配置するなど、児童虐待防止対策を推進してきました。

これからも、子どもが虐待を受けることなく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、再発防止にいたるまでの切れ目のない取組を実施します。



事例3：高齢者の人権

認知症の父親に対する高齢者虐待

平成22年11月、県内の男性が同居する76歳の父親に対する暴行と傷害の疑いで逮捕されました。

約3年前から認知症で動作が不自由になった父親に腹を立て、日常的に暴力をふるい、顎の骨を折るなどの重傷を負わせた虐待行為でした。

[新聞見出し(H22.11.10)]

認知症の父親虐待
傷害容疑などで男逮捕

福岡県の取組

県では、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定して、県や市町村が目指すべき基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策の方向を明らかにしています。

第8次福岡県保健福祉計画(平成30年度～平成32年度)では、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念としています。

この中で、高齢者が尊厳を尊重されながら地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や認知症高齢者を支える体制づくりを進めています。

県内における養介護施設従事者等による虐待

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
虐待件数	15件	31件	26件	20件	22件
被虐待高齢者数	21人以上	42人以上	41人以上	52人以上	42人以上

事例4：差別落書き

同和問題に関する悪質な差別落書き

平成23年10月から12月にかけて、福岡市早良区・東区において同和問題に関する悪質な差別落書きが合計54カ所で発見され、さらに、翌年7月には「同和問題啓発強調月間」の期間中にもかかわらず、同市中央区で、新たに発見されています。

また、平成30年2月から3月にかけて、筑紫野市の児童館や公園のトイレで、同和問題に関する悪質な差別落書きが発見されています。

◇◆差別落書きとは◆◇

差別落書きとは、差別や偏見に基づき、人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」を用いた落書きのことをいいます。

[新聞見出し(H24.3.10)]

差別落書き 54カ所で

早良、東区の公園や校門など

福岡市が県警に被害届

福岡県の取組

差別落書きは人の心を傷つけ、また差別を助長する決して許すことのできない行為です。県では、法務局、警察及び県内市町村と連携しながら、再発防止に向けた取組を進めます。

また、差別落書きをなくすためには、すべての人々が人権意識を高め、「差別落書きは卑劣な行為であり、絶対に許さない」という機運を醸成することが重要です。県や市町村などで開催されている研修会や講演会に積極的に参加いただき、県民の皆さん一人ひとりが、自分の問題として人権尊重の重要性を理解くださるようお願いします。

同 和 問 題

—みんなの力で差別をなくそう—

昭和44（1969）年制定の「同和対策特別措置法」以降、30有余年にわたり同和問題の解決に向けた取組が進められました。

福岡県においても同和対策事業の実施によって、劣悪であった同和地区の生活環境は大きく改善され、奨学金制度の充実など教育への取り組みによって、「不就学児童・生徒」や「非識字」の問題も解消に向かい、高等学校等への進学率も上昇するなど、同和地区住民の生活実態も大きく変わりました。

しかし、福岡県が実施している「県民意識調査」にも一部あらわれているように、結婚に際して、あるいは住宅を選ぶ際の忌避意識などの差別意識はまだ解消されたとはいえません。また、同和地区出身者を誹謗・中傷する表現がインターネット上に書込まれるなど、さまざまな形での差別事象が後を絶たない厳しい現実があります。

同 和 問 題 の 解 決 の た め に は

私たちは、「差別はいけないことだ」ということはよく知っています。しかし、それだけでは部落差別はなくなりません。

まったくいわれのないこのような差別を解消するためには、まず私たち一人一人がその差別がどんなに不合理であるかを自らに問いかけ、自らの意識を見つめなおすことが必要です。

差別ほど人の心を傷つけるものはありません。何気なく発したつもり言葉であっても、それによってはかりしれない心の痛みを覚える人がいることを決して忘れないようにしましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）が平成28年12月16日から施行されました。

「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31年福岡県条例第6号）を平成31年3月1日に施行しました。

裏面もご覧ください・・・



福岡県福祉労働部人権・同和対策局
福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3325

平成28年「人権問題に関する県民意識調査」

平成28年8～9月に、福岡県の有権者5,000人を対象に調査を行い、1,954人の方から回答をいただきました。(全30問)

住宅を選ぶ際に、同和地区や外国籍住民が多く住んでいる地区などを避けることがあると思いますか？

「同和地区の地域内」についての忌避意識を聞いたところ、「避けると思う」が17.1%で、「どちらかといえば避けると思う」25.7%を合すると42.8%となっており、他の項目より強い忌避意識を示しています。

これに「近隣に生活が困難な人が多く住んでいる」36.3%、「近隣に外国籍住民が多く住んでいる」35.4%、「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」31.2%が続いています。

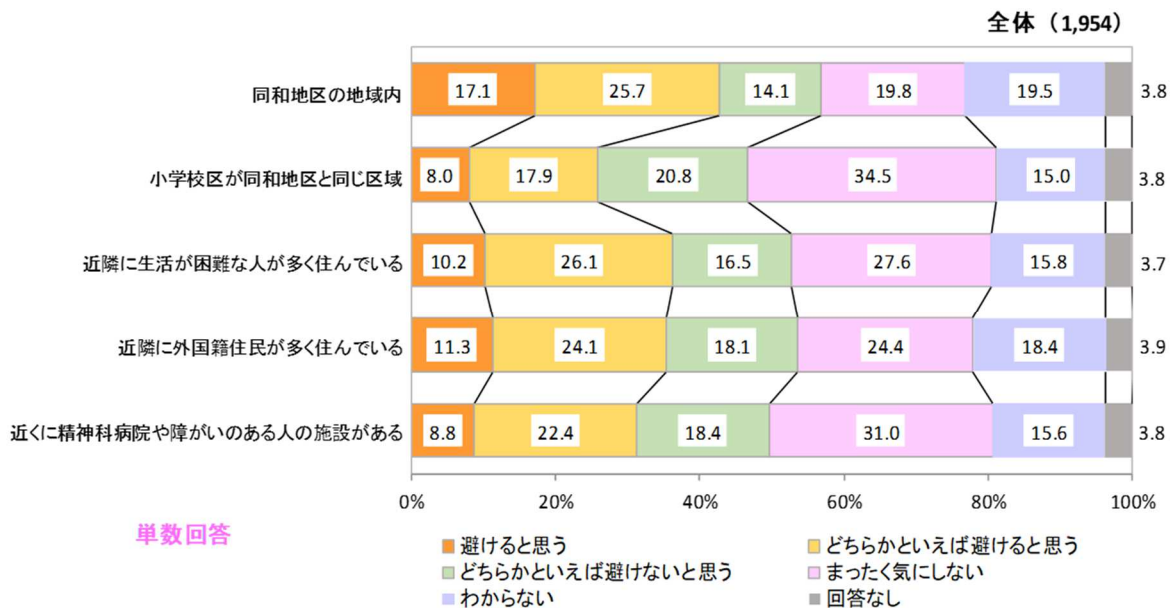
「小学校区が同和地区と同じ区域」は25.9%ですが、それでも4分の1強は忌避意識を示しています。

引越しや宅地建物の取引において、「同和地区の物件ですか。」「その近くに同和地区がありますか。」といった役所への問い合わせが行われています。

こういった問い合わせの背景には、ある土地（地域）について、「できれば避けたい。」といった意識（忌避意識）が残っているからではないでしょうか。

このように同和地区の有無を問い合わせたり、調査することは、結果としてその土地に住む人びと全体に対する差別を助長することとなります。

どこで暮らしているかによって差別することは人権を侵害することには他なりません。住んでいる土地によって差別されることの問題を私たち一人ひとりが考える必要があります。



講師団講師あっせん事業

福岡県は、国、市町村、企業、地域などで行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、講師団講師あっせん事業を実施しています。

講師団講師あっせん事業とは、国、市町村、企業、地域などの求めに応じて、講師をあっせんするものです。

講師団講師は、同和問題をはじめとする人権問題に関する歴史論、実態論、政策・行政論及び社会啓発論の各部門からなり、学識経験者、マスコミ、企業、行政など幅広いジャンルの講師で構成しています。

【講師団各部門の内容について】

- 歴史論部門……………同和地区の起こり、身分制度の成り立ち、被差別部落や解放への歴史などに関する部門
- 実態論部門……………同和地区における教育、職業、居住、結婚などの差別の実態に関する部門
- 政策・行政論部門……人権・同和問題についての行政の取組みなどに関する部門
- 社会啓発論部門………歴史論、実態論、政策・行政論をベースとした内容で、人権・同和問題研修の導入に関する部門

【費用負担について】

企業、地域などが行う研修に講師団講師をあっせんした場合の謝金・旅費については、福岡県が負担します。

【研修情報誌「すばる」について】

講師団講師あっせん事業の概要や利用方法等を掲載した情報誌を作成しています。県のホームページにも掲載していますので、御参照ください。

(ホームページアドレス) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryō/subaru.html>

企業や業界団体等が講師団講師あっせん事業を活用して研修を実施した場合は、福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目の人権・同和啓発研修の対象となります。

詳しくは、福岡県ホームページから「人権・同和啓発研修」を検索してください。

問い合わせ先

福岡県福祉労働部

人権・同和対策局調整課 (調整係)

電話 092-643-3325

ファクシ 092-643-3326

介護現場におけるハラスメント対策マニュアル

介護現場における利用者や家族等からのハラスメントの実態を調査するとともに、介護職員が安心して働くことができるハラスメントのない労働環境を構築するためのハラスメント対策マニュアルが作成されました。

○「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

(H31. 4. 10 介護保険最新情報 Vol. 718)

URL https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/392029_54483881_misc.pdf

みんなで目指そう！LGBTフレンドリーなまちづくり

福岡県では、性的少数者（LGBT）に対する正しい理解と認識を深め、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組みを進めています。

この取組みの一環として、性的少数者の方々への配慮事項などについて学べるガイドブックをNPO法人Rainbow Soup（レインボースープ）と協働し作成しました。

○「おもてなしレインボーガイドブック」

URL https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/354702_53933100_misc.pdf